

毎週火・金曜日発行

山口県報

平成19年
3月27日
(火曜日)

目次

| | |
|---|----|
| 告示 | 一 |
| 主要農作物の県奨励品種に関する告示の一部改正(農業振興課) | 一 |
| 土地改良事業計画変更の同意(農村整備課) | 一 |
| 家畜伝染病の発生の届出(畜産振興課) | 一 |
| 土地収用法の規定に基づく事業の認定(監理課) | 二 |
| 道路の区域の変更(道路整備課) | 二 |
| 道路の供用の開始(道路整備課) | 四 |
| 換地処分届出(都市計画課) | 四 |
| 下松駅前第1地区市街地再開発組合の定款及び事業計画の変更認可(都市計画課) | 四 |
| 急傾斜地崩壊危険区域の指定(砂防課) | 五 |
| 急傾斜地崩壊危険区域の指定に関する告示の一部改正(二件)(砂防課) | 六 |
| 道路の位置の指定(建築指導課) | 六 |
| 県が発注する物品等の製造の請負並びに物品等の買入れ及び借入れの契約に係る一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格及び調達する物品等の種類等に関する告示の一部改正(会計課) | 六 |
| 公告 | 七 |
| 農地保有合理化事業規程の変更の承認(農業経営課) | 七 |
| 肥料の登録の有効期間の更新(農業振興課) | 七 |
| 土地改良区役員届出(農村整備課) | 八 |
| 県営田尻地区(田尻換地区)ほ場整備事業に係る不換地等の指定(農村整備課) | 八 |
| 岩国港港湾計画の変更の概要(港湾課) | 八 |
| 一般競争入札の実施(会計課) | 一〇 |
| 選管告示 | 一一 |
| 個人演説会等を開催することができる施設 | 一一 |
| 不在者投票のできる老人ホームの指定 | 一一 |
| 雑報 | 一一 |

争議行為の通知



山口県告示第百四十五号

主要農作物の県奨励品種に関する告示(昭和五十九年山口県告示第二百七十三号)の一部を次のように改正する。

平成十九年三月二十七日

山口県知事 二井 関成

一の表水稻うるちの項中「ひとめぼれ ヤマホウシ」を「ひとめぼれ」に改める。
二の表小麦の項中「チクゴイズミ」を「ふくさやか」に改める。

山口県告示第百四十六号

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第九十六条の三第一項の規定により、市町が行う土地改良事業の計画の変更について次のとおり同意した。

平成十九年三月二十七日

山口県知事 二井 関成

| | | | |
|-----|------|--------|-----------|
| 市町名 | 施行地区 | 事業の種類 | 同意年月日 |
| 萩市 | 古檀地区 | ため池の整備 | 平成一九、三、一六 |

山口県告示第百四十七号

家畜伝染病予防法(昭和二十六年法律第六十六号)第十三条第一項の規定により、家畜伝染病が次のとおり発生した旨の届出があった。

平成十九年三月二十七日

山口県知事 二井 関成

| 病名 | 種類 | 患者又は疑似患者の区分 | 頭数 | 発生場所 | 発生年月日 |
|----|----|-------------|----|------|-------|
| | | | | | |

ヨ一ネ病 牛(ホル 患 畜 一 下関市豊北町大字滝部 平成一九、三、一九
 種) スタイン 五二四〇

山口県告示第四百四十八号

土地収用法(昭和二十六年法律第二百十九号。以下「法」という。)第二十條の規定により、次のとおり事業の認定をした。

平成十九年三月二十七日

山口県知事 二井 関 成

一 起業者の名称

岩国市

二 事業の種類

新原田墓地造成事業

三 起業地

(一) 収用の部分

岩国市室の木町五丁目地内

(二) 使用の部分

なし

四 事業の認定をした理由

(一) 法第二十條第一号関係

新原田墓地造成事業(以下「本件事業」という。)は、法第三條第三十二号に掲げる施設に関するものである。

(二) 法第二十條第二号関係

本件事業の起業者である岩国市は、一般会計により予算措置を講じていることから、本件事業を遂行する十分な意思と能力を有する者であると認められる。

(三) 法第二十條第三号関係

ア 本件事業の施行により得られる利益は、墓地の永続的かつ適正な管理を確保することにあり、地域住民の福祉の向上が図られることである。

イ 本件事業の施行により失われる利益は、本件事業に係る施設(以下「本件施設」という。)を整備することにより、周辺環境が影響を受けることである。しかし、起業者の調査によれば、起業地の周辺において、起業者が保護のための特別の措置を講ずべき動植物及び文化財は存しないことから、本件事業が周辺環境に与える影響は軽微なものであると考えられる。

ウ 本件事業の起業地は、交通の利便性が高いこと等を条件として、三案について比較検討した上で選定されている。

エ 本件事業の起業地の範囲は、本件施設の規模等に比して必要最小限のものであると認められる。

オ 以上のことから、本件事業の事業計画は、土地の適正かつ合理的な利用に寄与するものであると認められる。

(四) 法第二十條第四号関係

本件事業は、墓地の永続的かつ適正な管理を確保するため早急に実施されるべき事業であることから、土地を収用し、又は使用する公益上の必要があるものであると認められる。

五 起業地を表示する図面の縦覧場所

岩国市生活環境部環境保全課

山口県告示第四百四十九号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八條第一項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。

その関係図面は、平成十九年三月二十七日から一月間山口県土木建築部道路整備課において一般の縦覧に供する。

平成十九年三月二十七日

山口県知事 二井 関 成

道路の種類 一般国道

路 線 名 三七六号

道路の区域

| 区 間 | 旧新別 | | 敷地の幅員 (メートル) | 延 (メートル)長 | 備 考 |
|--------------------|------------|------------|-----------------|--------------|-----|
| | 新 | 旧 | | | |
| 山口市仁保中郷字東植松八四の一〇地先 | 最狭 一一・四 | 最狭 一五・二 | | 三・六 | |

道路の種類 一般国道

路線名 四八九号
道路の区域

| | | | | | |
|-----|------------------------------------|-----|----------------------|------------------|---------------|
| 区 間 | 周南市大字小畑字岡田八九四地先から同市同大字字崩田八九七の一地先まで | 旧新別 | 敷地の幅員 (メートル) | 延 長 (メートル) | 備 考 |
| | | 旧 | 最狭 二四・〇一 最広 二四・〇八 | 六二・六 | 道路改良工事の完了による。 |
| | | 新 | | | |

道路の種類 一般国道
路線名 四九〇号
道路の区域

| | | | | | |
|-----|---------------------------------------|-----|----------------------|------------------|---------------|
| 区 間 | 宇部市大字小野字苗手五七八七の一地先から同市同大字字西河内五七五四地先まで | 旧新別 | 敷地の幅員 (メートル) | 延 長 (メートル) | 備 考 |
| | | 旧 | 最狭 三四・二四 最広 七二・〇四 | 四一九・八 | 道路改良工事の完了による。 |
| | | 新 | | | |

道路の種類 県道
路線名 小野田美東線
道路の区域

| | | | | | |
|-----|--|-----|----------------------|------------------|--------------------|
| 区 間 | 宇部市大字東吉部字下の場一一〇の一地先から同市同大字小野字二ノ沖五七二九の一地先まで | 旧新別 | 敷地の幅員 (メートル) | 延 長 (メートル) | 備 考 |
| | | 旧 | 最狭 一六・八八 最広 一三・八四 | 二二五・〇 | 一般国道四九〇号の道路の区域(重用) |
| | | 新 | 最狭 八二・八八 最広 八四・八八 | 二二二・四 | 道路改良工事の完了による。 |

宇部市大字小野字二ノ沖五七三二の一地先から同市同大字字西河内五七五四地先まで

| | | | |
|---------------------------------|---------------------|------------------|--------------------|
| 道路の種類 県道 路線名 奥万倉山陽線 道路の区域 | 敷地の幅員 (メートル) | 延 長 (メートル) | 備 考 |
| | 最狭 八七・二四 最広 三三・〇 | 三三・〇 | 一般国道四九〇号の道路の区域(重用) |

美祢市東厚保町山中字楠ノ木七五二の三地先から同市東厚保町山中同字七五三の一地先まで

| | | | |
|-------------------------------|-----------------------|------------------|---------------|
| 道路の種類 県道 路線名 江崎陶線 道路の区域 | 敷地の幅員 (メートル) | 延 長 (メートル) | 備 考 |
| | 最狭 七三・五八 最広 一三五・二九 | 七一・〇 | 道路改良工事の完了による。 |

山口市江崎字地免三六六一の二地先から同市江崎同字三六五三の二地先まで

| | | |
|------------------------|------------------|-----|
| 敷地の幅員 (メートル) | 延 長 (メートル) | 備 考 |
| 最狭 一一九・三〇 最広 一一四・五五 | 八・五 | |

道路の種類 県道
路線名 宇田須佐線
道路の区域

| | | |
|----------------------|------------------|-----|
| 敷地の幅員 (メートル) | 延 長 (メートル) | 備 考 |
| 最狭 三〇・二二 最広 一八二・六 | | |

萩市大字須佐字笠松三三〇の三地先から

同市同大字字笹松五〇八五の一地从
 まで
 新
 最狭 三九・二
 最広 三三・四
 一八二・六
 道路改良工事の
 完了による

山口県告示第百五十号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。

その関係図面は、平成十九年三月二十七日から一月間山口県土木建築部道路整備課において一般の縦覧に供する。

平成十九年三月二十七日

山口県知事 二井 関 成

| | | |
|--------------|--|-----------------|
| 路線名 | 供 用 開 始 の 区 間 | 供用開始の期日 |
| 一般国道 四八九号 | 周南市大字小畑字岡田八九四地先から 同市 同大字字崩田八九七の一地从先まで | 平成十九年三月一 十八日 |

| | | |
|--------------|---|-----------------|
| 路線名 | 供 用 開 始 の 区 間 | 供用開始の期日 |
| 一般国道 四九〇号 | 宇部市大字小野字苗手五七八七の一地从先から 同市 同大字字西河内五七五四地先まで | 平成十九年三月一 十八日 |

| | | |
|--------------|--|-----------------|
| 路線名 | 供 用 開 始 の 区 間 | 供用開始の期日 |
| 県道 小野田美東線 | 宇部市大字東吉部字下の場二一〇の一地从先から 同市大字小野字二ノ沖五七三一一の一地从先まで | 平成十九年三月一 十八日 |

| | | |
|--------------|--|-----------------|
| 路線名 | 供 用 開 始 の 区 間 | 供用開始の期日 |
| 県道 奥万倉山陽線 | 美祢市東厚保町山中字楠ノ木七五一の三地从先から 同市東厚保町山中 同字七五三の一地从先まで | 平成十九年三月一 十八日 |

| | | |
|-------------|---|-----------------|
| 路線名 | 供 用 開 始 の 区 間 | 供用開始の期日 |
| 県道 宇田須佐線 | 萩市大字須佐字笠松三三〇の三地从先から 同市同大字 同字三三〇の一地从先まで | 平成十九年三月一 十八日 |

山口県告示第百五十一号

土地区画整理法（昭和二十九年法律第百十九号）第百三条第三項の規定により、山口都市計画事業矢原町土地区画整理事業施行者山口市から土地区画整理事業の施行地区について、次のとおり換地処分をした旨の届出があつた。

平成十九年三月二十七日

山口県知事 二井 関 成

一 換地処分の年月日

平成十九年二月二十三日

二 換地処分の内容

平成十九年二月二十日認可された換地計画のとおり

山口県告示第百五十二号

都市再開発法（昭和四十四年法律第三十八号）第三十八条第一項の規定に基づき、下松駅前第1地区市街地再開発組合の定款及び事業計画の変更を次のとおり認可した。

平成十九年三月二十七日

山口県知事 二井 関 成

一 市街地再開発組合の名称

下松駅前第1地区市街地再開発組合

二 施行地区

下松市大字西豊井の一部

三 事務所所在地

下松市大字西豊井二二一五

四 設立認可の年月日

平成十五年十二月二十六日

五 事業施行期間

平成十五年十二月二十六日から平成十九年三月三十一日まで

六 変更の内容

- (一) 事務所の所在地を下松市大字西豊井二四七とする。
- (二) 事業施行期間を平成十五年十二月二十六日から平成二十年三月三十一日までとする。

七 変更の認可の年月日

平成十九年三月二十七日

山口県告示第五百二十三号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律(昭和四十四年法律第五十七号)第三条第一項の規定により、急傾斜地崩壊危険区域として次の区域を指定する。

平成十九年三月二十七日

山口県知事 二井 関成

- 一 区域の名称
滝町(4)地区
- 二 区域の範囲
次に掲げる地番の土地に存する標柱一号から十号までを順次結んだ線及び標柱一号と十号を結んだ線に囲まれた区域

| 市名 | 大字名 | 字名 | 地番 | 標柱番号 |
|-----|------|-----|--------|------|
| 山口市 | 水の上町 | 常栄寺 | 一七六二の三 | 一号 |
| " | " | " | 四六一の一 | 二号 |
| " | " | " | 四六一の一 | 三号 |
| " | " | " | 四六一の一 | 四号 |
| " | " | " | 四六一の一 | 五号 |
| " | " | " | 四六一の第二 | 六号 |
| " | " | " | 一七五九 | 七号 |
| " | 水の上町 | " | 一七五九第四 | 八号 |
| " | " | " | 一七六一 | 九号 |
| " | " | " | 一七五九第四 | 十号 |

一 区域の名称

江の浦町八丁目(2)地区

二 区域の範囲

次に掲げる地番の土地に存する標柱一号から十一号までを順次結んだ線及び標柱一号と十一号を結んだ線に囲まれた区域

| 市名 | 町名 | 地番 | 標柱番号 |
|-----|-----------|-------|------|
| 下関市 | 彦島江の浦町八丁目 | 二二の九 | 一号 |
| " | " | 二七の三九 | 二号 |
| " | " | 二七の三九 | 三号 |
| " | " | 二七の一 | 四号 |
| " | " | 二六の二 | 五号 |
| " | " | 二六の二 | 六号 |
| " | " | 二六の五〇 | 七号 |
| " | " | 二六の一七 | 八号 |
| " | " | 一八の六 | 九号 |
| " | " | 一八の二 | 十号 |
| " | " | 二〇の六 | 十一号 |

一 区域の名称

後小畑(10)地区

二 区域の範囲

次に掲げる地番の土地に存する標柱一号から十二号までを順次結んだ線及び標柱一号と十二号を結んだ線に囲まれた区域

| 市名 | 大字名 | 字名 | 地番 | 標柱番号 |
|----|-----|----|-------|------|
| 萩市 | 椿 | 才 | 五五二の一 | 一号 |
| " | " | 神 | 五五三の五 | 二号 |
| " | " | 田 | 五七四三 | 三号 |
| " | " | " | 五四五の一 | 四号 |

| | | | | | | | | | |
|-------|-------|-------|----------|----------|-------|-------|-------|-------|-------|
| 〃 | 〃 | 〃 | 〃 | 〃 | 〃 | 〃 | 〃 | 〃 | 〃 |
| 〃 | 〃 | 〃 | 〃 | 〃 | 〃 | 〃 | 〃 | 〃 | 〃 |
| 〃 | 〃 | 神 | 〃 | 後 | 〃 | 〃 | 〃 | 〃 | 〃 |
| | | 田 | | 山 | | | | | |
| 五七三七一 | 五七四〇一 | 五七四〇一 | 五二六の三八地先 | 五二六の三二地先 | 五四一の一 | 五四五の一 | 五四五の一 | 五四五の一 | 五四五の一 |
| 十二号 | 十一号 | 十号 | 九号 | 八号 | 七号 | 六号 | 五号 | | |

山口県告示第百五十四号

急傾斜地崩壊危険区域の指定に関する告示（昭和六十三年山口県告示第四百五十四号）の一部を次のように改正する。

平成十九年三月二十七日

山口県知事 二井 関 成

本村町六丁目(4)地区に関する部分一 区域の範囲を次のように改める。
二 区域の範囲

次に掲げる地番の土地に存する標柱一号から十一号までを順次結んだ線及び標柱一号と十一号を県道田ノ首下関線南西側境界線に沿って結んだ線に囲まれた区域

| | | | | | | | | | |
|----------|------|--------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|
| 〃 | 〃 | 〃 | 〃 | 〃 | 〃 | 〃 | 〃 | 〃 | 〃 |
| 〃 | 〃 | 〃 | 〃 | 〃 | 〃 | 〃 | 〃 | 〃 | 〃 |
| | | | | | | | | | |
| 八三七の一〇地先 | 五二一六 | 五二〇五の二 | 五二四の一 | 五二四の一 | 五二四の五 | 五二一の三 | 五二一の一 | 六三三の二 | 五一九の一 |
| 一号 | 二号 | 三号 | 四号 | 五号 | 六号 | 七号 | 八号 | 九号 | 十号 |

| | | | |
|---|---|---------|-----|
| 〃 | 〃 | 五二六の七地先 | 十一号 |
|---|---|---------|-----|

山口県告示第百五十五号

急傾斜地崩壊危険区域の指定に関する告示（平成十年山口県告示第二百十六号）の一部を次のように改正する。

平成十九年三月二十七日

山口県知事 二井 関 成

本村町五丁目(7)地区に関する部分を削る。

山口県告示第百五十六号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一十号）第四十二条第一項第五号に規定する道路の位置を次のとおり指定した。
その関係図面は、周南土木建築事務所に備え付けて縦覧に供する。

平成十九年三月二十七日

山口県知事 二井 関 成

| | | | |
|---------------------------------------|--------------|--------------|---------------------------|
| 地名及び番地 | 幅 (メートル)員 | 延 (メートル)長 | 道路の敷地となる土地の面積 (平方メートル) |
| 下松市大字西豊井字能行二五八の二〇、二五八の二三、二五九の四及び二五九の六 | 五・〇 | 三三・一 | 一六三・七〇 |

山口県告示第百五十七号

県が発注する物品等の製造の請負並びに物品等の買入れ及び借入れの契約に係る一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格及び調達する物品等の種類等に関する告示（平成十九年山口県告示第五十五号）の一部を次のように改正する。

平成十九年三月二十七日

山口県知事 二井 関 成

(一四五) 土地改良区の役員の名及び住所の届出

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第十八条第十六項の規定により、土地改良区から次のとおり役員の名及び住所の届出がありました。

平成十九年三月二十七日

住所を変更した役員

山口県知事 二井 関成

| 土地改良区の名 | 理事の別 | 氏名 | 住 所 |
|-----------|------|-------|----------------|
| 厚狭秋山土地改良区 | 理事 | 田邊 稔夫 | 山陽小野田市大字厚狭一五五三 |
| | 理事 | 稔夫 | 山陽小野田市大字厚狭一五三三 |

(一四六) 県営田尻地区(田尻換地区)ほ場整備事業に係る不換地等の指定

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第八十九条の二第三項において準用する同法第五十三条の二の三第一項の規定に基づき、県営田尻地区ほ場整備事業の施行に係る田尻換地区につき、次の従前の土地を地積を特に減じて換地を定め、又は換地を定めぬ土地として指定しました。

平成十九年三月二十七日

山口県知事 二井 関成

| 一 地積を特に減じて換地を定める土地 | 地 目 | 地 積 | 特に減じる地積 |
|--------------------|-----|-------|---------|
| 岩国市周東町田尻字細野七一九 | 田 | 八四〇 | 六五〇 |
| " " " " 七三〇 | " | 六六五 | 六〇〇 |
| " " " " 字柿木田八〇九の一 | " | 一、〇三四 | 二一八 |
| " " " " 字田尻八一六の二 | 山林 | 七七三 | 六八二 |
| 二 換地を定めぬ土地 | 地 目 | 地 積 | |
| 土 地 の 所 在 地 | | | |
| 岩国市周東町田尻字田尻六一二の一〇 | 山林 | 二二 | |
| " " " " 字下田七三四 | 田 | 三七五 | |
| " " " " 七四〇 | " | 二、三三九 | |
| " " " " 七五五の二 | 畑 | 九六 | |

| | | | |
|---|-----------|-----|-------|
| " | 字田中八八七 | 原野 | 五二 |
| " | 字糺ヶ原九七八の一 | 田 | 一、九九四 |
| " | 九七八の四 | ため池 | 二、五六八 |
| " | 一〇〇二の二 | 原野 | 五一六 |
| " | 一〇〇二の三 | " | 七〇 |
| " | 一〇〇三の一 | 田 | 三五二 |

(二四七) 岩国港港湾計画の変更の概要

港湾法(昭和二十五年法律第二百十八号)第三条の三第九項の規定に基づき、岩国港港湾計画の変更の概要を次のとおり公告します。

平成十九年三月二十七日

岩国港港湾管理者

山口県

山口県知事

二井 関成

一 港湾計画の変更の概要

平成十二年四月二十五日山口県公告(一八四)によりその概要を公告した岩国港湾計画について変更した事項は、次のとおりです。

(一) 係留施設計画
係船くい

| 地区名 | 公共用又は専用の別 | 水深(メートル) | バース数 | 用途 |
|------|-----------|----------|------|------|
| " | 専用 | 五・五 | 一 | 一般船用 |
| 装束地区 | 専用 | 五・五 | 一 | 一般船用 |

(二) 臨港交通施設計画

臨港道路装束新港線の配置の変更

(三) 土地造成計画
計画の削除

| 地区名 | 面積(ヘクタール) |
|-----|-----------|
| | |

(四) 土地利用計画

| 装 束 地 区 | | | | | 装 束 地 区 | | | | | 装 束 地 区 | | | | | 地 区 名 |
|----------------|---|-----------|-----------|-----------|----------------|---|-----------|-------|----------------|---------|-----------|-------|-----------|----------------|---------------|
| 変 更 前 | | | | | 変 更 後 | | | | | 変 更 前 | | | | | 項 目 |
| 一 | 二 | 一 | 二 | 二 | 一 | 一 | 一 | 八 | 五 | 一 | 二 | 九 | 二 | 五 | 面 (ヘクタール)積 |
| 埠 _ふ | 緑 | 交 | 都 | 港 | 埠 _ふ | 緑 | 交 | 工 | 埠 _ふ | 緑 | 交 | 工 | 港 | 埠 _ふ | 用 途 |
| 頭 用 地 | 地 | 通 機 能 用 地 | 市 機 能 用 地 | 湾 関 連 用 地 | 頭 用 地 | 地 | 通 機 能 用 地 | 業 用 地 | 頭 用 地 | 地 | 通 機 能 用 地 | 業 用 地 | 湾 関 連 用 地 | 頭 用 地 | |

| | |
|---------|---------|
| 装 束 地 区 | 装 束 地 区 |
| 一 | 二 |

二 装束地区の小型船だまり計画の配置の変更
 港湾計画の縦覧の場所
 山口県土木建築部港湾課

(五) その他の計画

| 新 港 地 区 | | | | | | | | | | 装 束 地 区 | | | | | | | |
|---------|-----------|-----------|-------|-----------|----------------|---|-----------|-----------|-------|-----------|----------------|---|-----------|-----------|-----------|----------------|-----------|
| 変 更 後 | | | | | 変 更 前 | | | | | 変 更 後 | | | | | | | |
| 三 | 一 | 一 | 一 | 二 | 一 | 一 | 一 | 二 | 一 | 一 | 一 | 二 | 一 | 二 | 一 | 二 | 一 |
| 緑 | 交 | 都 | 工 | 港 | 埠 _ふ | 緑 | 交 | 都 | 工 | 港 | 埠 _ふ | 緑 | 交 | 都 | 港 | 埠 _ふ | 湾 |
| 地 | 通 機 能 用 地 | 市 機 能 用 地 | 業 用 地 | 湾 関 連 用 地 | 頭 用 地 | 地 | 通 機 能 用 地 | 市 機 能 用 地 | 業 用 地 | 湾 関 連 用 地 | 頭 用 地 | 地 | 通 機 能 用 地 | 市 機 能 用 地 | 湾 関 連 用 地 | 頭 用 地 | 湾 関 連 用 地 |

(二四八) 一般競争入札の実施

次のとおり地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成七年政令第三百七十二号)の規定が適用される契約に係る一般競争入札を実施します。

平成十九年三月二十七日

山口県知事 二井 関成

一 入札に付する事項

次に掲げる物品の借入れ

(一) 物品の名称及び数量

財務会計システム用機器 一式

(二) 物品の特質等

入札説明書及び仕様書による。

(三) 使用期間

平成十九年七月六日から平成二十四年七月五日までの間

(四) 使用場所

山口県地域振興部情報企画課電子計算機室及び山口県出納局会計課

二 入札参加資格

入札に参加できる者は、次に掲げる要件のいずれにも該当する者とする。

(一) 地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号。以下「政令」という。)第百六十七條の四第一項に規定する者でないこと。

(二) 政令第百六十七條の四第二項各号のいずれかに該当して一般競争入札又は指名競争入札に参加させないこととされている者及びその者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者でないこと。

(三) 県が発注する物品等の製造の請負、物品等の買入れ、借入れ及び売払い並びに業務の委託の契約に係る一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格並びに資格審査申請の時期及び方法等に関する告示(平成十七年山口県告示第三百七十六号)又は県が発注する物品等の製造の請負並びに物品等の買入れ及び借入れの契約に係る一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格及び調達する物品等の種類等に関する告示(平成十九年山口県告示第五十五号)に基づく資格審査において、パソコン・ネットワーク機器類について物品等の製造の請負並びに物品等の買入れ、借入れ及び売払いの特Aの等級に格付されている者であること。

(四) 所得税又は法人税、消費税及び県税を滞納していないこと。

(五) 平成十九年三月二十七日から同年五月八日までの間のいずれの日においても業務委託及び物品調達に係る競争入札等参加停止措置要領に基づく参加停止を受けて

いないこと。

(六) 平成十七年四月一日から平成十九年三月二十七日までの間に、国又は地方公共団体(法人税法(昭和四十年法律第三十四号)別表第一に掲げる公共法人を含む。)に一に掲げる物品又はこれに類似する物品を納入した実績を有していること。

(七) 県の委託を受けて県が実施する情報化に関する事業の管理の一部を行う者(当該者から再委託を受けた者を含む。)でないこと。

三 契約条項を示す場所

山口市滝町一番一号 山口県出納局会計課

四 入札説明書及び仕様書の交付

山口県出納局会計課において交付する。

五 入札書の記載方法、提出場所及び受領期限

(一) 記載方法

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の百分の五に相当する額(その額に一円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。)を加算した金額をもって落札価格とするので、入札者は、見積もった金額の百分の百に相当する金額を入札書に記載すること。

(二) 提出場所

山口県出納局会計課

(三) 受領期限

平成十九年五月七日午後五時十五分(入札書を持参する場合は、平成十九年五月八日午前十一時)

六 入札を執行する場所及び日時

(一) 場所

山口市滝町一番一号 山口県出納局第一号会議室

(二) 日時

平成十九年五月八日午前十一時

七 入札保証金

免除する。

八 無効入札

次のいずれかに該当する入札は、無効とする。

(一) 入札参加資格のない者がした入札

(二) 記名押印(署名を慣習とする外国人にあつては、自署)のない入札

(三) (一)及び(二)に掲げるもののほか、入札に関する条件に違反した入札

九 落札者の決定方法

山口県会計規則(昭和三十九年山口県規則第五十四号)第百五十四条の規定に基づき定められた予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とす。

十 その他

- (一) 契約担当者
山口県知事 二井 関成
- (二) 契約手続において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨
- (三) 契約書の作成の要否
要
- (四) 入札参加資格の要件の確認に必要な次に掲げる書類を平成十九年四月十二日午後五時までに山口県出納局会計課に提出すること。なお、その確認結果を記載した書面を平成十九年四月二十六日までに発送する。
 - 1 入札参加資格確認申請書
 - 2 納税証明書(外国法人又は外国人にあつては、権限を有する本国の官憲が証明した同様の書類)
 - 3 一に掲げる物品又はこれに類似する物品を納入した実績について記載した書面
免除する。
 - (五) 契約保証金
免除する。
 - (六) この公告後に、当該入札に参加するために必要な一般競争入札の資格審査の申請をする場合は、山口県出納局物品管理課に申請書を提出すること。
 - (七) 詳細については、山口県出納局会計課(電話〇八三一九三三三三九三〇)に問い合わせる。
- 十一 Summary
 - (1) Division in charge of the contract: Accounting Division, Treasury Bureau, Yamaguchi Prefectural Government
 - (2) Nature and quantity of the products to be leased: A set of financial accounting system machinery
 - (3) Use term: From July 6, 2007 to July 5, 2012
 - (4) Use place: Computer Office, Information Technology Planning Division, Regional Promotion Department and Accounting Division, Treasury Bureau, Yamaguchi Prefectural Government
 - (5) Division in charge of procurement and contact point for the notice: System Development Section, Accounting Division, Treasury Bureau, Yamaguchi Prefectural Government

Government (Tel. 083-933-3930)
(6) Time-limit for tender: 5: 15 P.M., May 7, 2007 (In case of bringing a tender: 11: 00 A.M., May 8, 2007)



山口県選挙管理委員会告示第二十七号

公職選挙法(昭和二十五年法律第百号)第百六十一条第一項第三号の規定により市町の選挙管理委員会が指定した個人演説会、政党演説会又は政党等演説会を開催することができる施設は、次のとおりである。

平成十九年三月二十七日

| 名 | 称 | 所 | 在 | 地 | 指 | 定 | 年 | 月 | 日 |
|----|---------------|----|----|-----|------|----|----|---|---|
| 萩市 | むつみコミュニティセンター | 萩市 | 大字 | 高佐下 | 七四四 | 平成 | 一九 | 二 | 二 |
| 萩市 | 旭活性化センター | " | 大字 | 佐々並 | 二六六二 | " | " | " | " |

山口県選挙管理委員会告示第二十八号

公職選挙法施行令(昭和二十五年政令第八十九号)第五十五条の規定により、不在者投票のできる老人ホームを次のとおり指定した。

平成十九年三月二十七日

| 名 | 称 | 所 | 在 | 地 | 指 | 定 | 年 | 月 | 日 |
|-------|------|-----|----|-----|------|----|----|---|---|
| ケアハウス | つづの里 | 岩国市 | 通津 | 一一七 | の二九七 | 平成 | 一九 | 三 | 一 |



争議行為の通知

労働関係調整法(昭和二十一年法律第二十五号)第三十七条第一項の規定により、山

山口県厚生農業協同組合連合会労働組合から、次のとおり争議行為を行う旨の通知がありました。

平成十九年三月二十七日

山口県知事 二井 関 成

一 事件

(一) 一時金の要求に関する件

(二) 賃金引上げの要求に関する件

(三) 増員の要求に関する件

(四) 労働条件の改善の要求に関する件

二 日時

平成十九年四月一日以降本問題の解決に至るまでの期間

三 場所

周東総合病院、小郡第一総合病院又は長門総合病院において山口県厚生農業協同組合連合会労働組合に所属する組合員が従事する全職場

四 概要

あらゆる形の争議行為を実施する。

平成十九年三月二十七日印刷
平成十九年三月二十七日発行

発行人所

山口県知事

定価一箇月 金二千七百円(送料共)